

第6日

令和7年6月17日（火）

午後2時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、4番渡辺毅議員の質問を許可します。4番渡辺毅議員。

（4番渡辺 毅君登壇）

○4番（渡辺 毅君） 皆さん、こんにちは。4番議員の渡辺毅でございます。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しくださりありがとうございます。また、インターネットを通して御視聴してくださっている皆様、誠にありがとうございます。

今月4日、厚生労働省から2024年の全国の出生数が発表されました。その値は70万人を下回り、これまでの予想より15年ほど早く68万人台となり、急速に少子化が進んでいることが明らかになりました。

当朝倉市におきましても人口減少のあおりを受け、人材を募集してもなかなか集まらない状況から、農業現場、工場内の労働、介護の現場などにおいて、外国人の労働者がいなければ回らない状況が以前から続いております。

現在、朝倉市内には約1,200名の外国人が居住し、生活を営んでおります。前の年は約1,000名でしたので、急速に外国人の割合が増加しております。このような状況下で、外国人の転入者においては、行政上の必要な手続きを行い、個人の尊厳を尊重しつつも、朝倉市内の地域のルールを守って生活していただくことが必要不可欠です。あわせて、納税、医療・福祉などの市の財政に与える影響も事前にできる限り予測し、対処できる方策を整備することが行政と議会の務めであると考えます。それができてこそ様々な国籍の方々と共存・共栄できる朝倉市へと発展できるのではないのでしょうか。

続きの質問は質問席より行います。

（4番渡辺 毅君降壇）

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員。

○4番（渡辺 毅君） まず初めに、1番の外資系企業によるマンション建設計画について質問を進めてまいります。

単刀直入にお尋ねいたします。2か月ほど前に、SNSで朝倉市内に中国系のマンション建設の情報が誇張されて大げさに流れていたことは御存じでしょうか。簡潔にお答えください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） マンション建設につきまして誇張された情報がSNSで流れているというような情報は、市としては把握はしておりません。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） SNSに上がっていた間違っていた情報とは、朝倉市内にマンシ

ョンが建設され、中国人が2万人入ってくる、1,000棟のマンションが建つといった内容でありました。市としまして計画の概要と進捗状況を御存じであれば、知る限りのことを教えてください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 当該マンション建設計画につきましては、具体的な内容につきまして、令和6年5月に市同席の下、事業者より建設予定地の地元住民に対し、計画の概要についての説明がなされております。マンションの建設計画の概要について説明をさせていただきますと、まず、約1万8,000平方メートルの敷地に14階建てのマンション2棟の建設を予定しており、290世帯705人が居住の見込みであるということでございます。また、将来的にはトータルで6棟のマンション建設を考えているという内容でございます。それから、入居者の国籍、これにつきましては、中国が40%、香港・台湾が40%、日本・韓国が20%の予定ということで、現在、建築確認申請に向けて建築設計を行っている段階というふうに聞き及んでおります。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 確認いたしますと、当初、まず2棟が建って290世帯分で705人、行く行くは600世帯で2,000人。そして、ここの地目は宅地ということで聞いておりますが、間違いはないでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 建設予定地は宅地であるということは確認させていただいております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） それで、地目が宅地、そして、事業の主体である事業主が中国籍の企業であるということを聞き及んでおります。住民の国籍が、おっしゃったように、中国が4割、香港・台湾が4割、日韓が2割、そのうちの全体の40%が永住の見込みであるということを聞いております。その40%の方々は、技能実習生とか、そういう労働者としてではなく、日本にやってきて起業する、そういう目的で来られると聞いております。そして、水に関しては、井戸ならば住民の賛成が得られないということは事業者に伝えているということを聞き及んでおります。大体こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 先ほど議員がおっしゃいました内容につきましては、先ほどの住民説明会の中で事業者のほうから説明があっているところでございます。

なお、井戸につきましては、専用井戸水を利用する計画というふうに聞いておりました。しかし、地元区との協議を踏まえまして、市の水道を使用してもらうように今現在検討いただいている状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） つまり、SNSで上がっていた情報は2万人ということだったんですけれども、実際は2,000人、そして、SNSの情報では1,000棟ということだったんですけれども、実際は600世帯分ということで、正確な数字が——桁がもうまるっきり違ってあったことが確認できました。一般的に宅地にこの規模、2棟で290世帯、この規模のマンションが建設される場合、どのような手順が取られるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 先ほどからも言われておりますように、この当該地については宅地でございますので、建築が終わりまして建築確認が下りれば、建築は可能になるものというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 県に申請して、県から確認が下りたら着工が可能になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 法的な手続につきましては、そのようなことになろうかと思えます。しかしながら、市としては、地元区民の理解を得た後に建築工事に着手してほしいという旨を事業者のほうにお願いしているところでございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） ここで注意したいのが、設計・施工に関わる業者であります。今回の事業の主体の業者が中国籍企業ということであります。中国の国内では、これまでに何度も繰り返し「おから工事」と呼ばれる手抜き工事が行われてきました。議場にも御覧になられた方がおられるかもしれませんが、先月、中国安徽省の歴史的な建造物で大規模な屋根瓦の崩落事故が発生し、地元当局が調査に乗り出したという事故も発生しております。現在でもネット上に、多くの中国国内での手抜き工事と思われる動画・画像・記事がアップされております。中には、高層ビルと思われる建物で、コップに入れた水が揺れる、壁が揺れるなどの状況が起こっているようでもあります。専門家によりますと、基礎の土質がシルトと呼ばれる粘土質よりもやや粒子の粗い土質なのか、砂なのか、岩なのかを調査する必要があり、この過程を手抜きすると大変な事故につながるということです。基礎の土質がシルトである場合、コンクリート杭をシルトの下の方まで打ち込む必要があります。

そこでお尋ねしますが、市内に10階建てを超えるような高さのマンションが建設される場合、適正に土質の調査が行われたか、設計どおりに工事が行われたのかを監督するのはどこでしょうか。お答えください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 建築につきましては、先ほど申しておりますように、建築

基準法に基づいた設計がなされるかというところをきちんと確認いたします。これは朝倉市のほうに建築主事を置いておりませんので、県の建築指導課のほうで建築確認を行いまして、それに基づいて建築がなされるというふうなところで理解しております。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 細かく考えますと、開発申請は設計事務所が県に対して行い、建築確認申請は設計事務所がまた県に対して行い、その上で建築管理も設計事務所が行うのが一般的であるというふうに理解しております。そして、建築工事中に中間検査と完了前検査を県の主事が行うという流れというふうに理解しておりますが、大体合っていますでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 建築の流れとしまして、先ほどから申しましているように、建築確認を行います。そして、確認済証が交付されて、実際建築への着工ということになりまして、中間検査の合格証を得まして、そして、工事完了となります。工事が完了いたしましたら、完了検査を受けまして、検査済証の交付を受けるというふうな流れということでございます。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） しっかり管理監督できるようにしていただきたいです。できれば、これまでに何度も間違いのない施工管理を行ってきた企業に実施していただきたいと願います。

次に、2 番目の市の税収と保険給付の負担について質問を進めてまいります。

一般論としてお尋ねいたします。企業が朝倉市内で経済活動を行う場合、市の税収につながりますが、どのような仕組みで税収アップにつながるのか、御説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 今回、マンションが計画されているという部分で御説明を申し上げますと、法人であります建築業者が市内に事業所等を設置しまして工事を実施していく場合、また、市内には事業所等を設置せずに工事をしていく場合によって分かれてまいります。市内に事業所を設置した場合は、会社の決算に応じた法人税割、それから、会社の資本金、従業者数に応じた均等割、その2つを合算した法人市民税を納めていただくことになります。以上です。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 企業の収益事業によって利益が生じた場合は、先ほど言われました法人税割に反映されて、市の税収につながるというふうに理解いたしました。そして、その事業が多年度にわたる場合は、その年度ごとに法人市民税の法人税割に反映されて課税され、市の税収アップにまたつながるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 法人の決算時期による事業年度終了後に申告、納付ということになります。収益が複数年にわたります場合は、複数年で納税をしていただくということになります。ただし、法人税割につきましては、法人全体、その工事だけではなく、法人全体の収支によって計算がされますので、その内容次第では、法人税割については、かからないケースもあるということでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） ということは、法人税割につきましては、常に事業所がこちらに、朝倉市内にある企業が何らかの事業を行ったほうが、税収には即反映しやすいという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） いえ、朝倉市でということではありませんで、その会社そのもの、ほかの県ですとか、国外のケースもございますし、会社全体の収益で計算をする分となります。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 収益に関しては、会社全体の収益を加味すると。そして、その事業所が朝倉市にある場合が法人税割が適用されるというふうに認識いたしておりますので、その設置をして、朝倉市内に事業所を設置するか、もしくは、オールウェイズもういつも常駐している、そういう場合は、朝倉市に恩恵があるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 条件を満たす、それを満たす場合、社員が常駐しているとか、いろんな条件を満たす場合に、朝倉市に納税をされるというケースが出てまいります。議員おっしゃられている認識でよいというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そうであるならば、もし市内に大型マンションが建設されるのであれば、地元企業がしっかりと関わって安全に設計・施工管理できることを望みます。

もう一つ別の視点で質問してまいります。健康保険の制度であります。

我が国では、国民皆保険制度の下、全国民が健康保険に加入し、1割から3割の自己負担額で優れた医療を受けられる仕組みがございます。市内に住む外国人の方々には、この制度は適用されているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 議員がおっしゃられるとおり、日本では、安心して医療が受けられるように、公的医療保険制度に加入することが義務づけられております。公的医療保険制度は、国民皆保険制度を通じて、世界最高レベルの平均寿命と保険医療水準を実現するものであり、原則強制加入となっております。そのため、国内に在住されている外国籍の方も、在留資格が3か月を超え、住民登録のある外国人は、ほかの健康保険等に

加入されていない場合、国民健康保険への加入が義務づけられております。ただし、3か月以内の短期滞在、医療を受ける目的で入国された外国人は、加入の対象外となっております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 社会保険の健康保険と国民健康保険、朝倉市内にいらっしゃる外国人に関して、加入者数や割合をお示してください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 朝倉市の外国人の国民健康保険の加入者についてお答えいたします。

令和7年4月1日現在の外国人1,222人のうち188人が国保の被保険者で、割合は15.38%でございます。また、朝倉市の国民健康保険の被保険者数は1万540人ですので、朝倉市の国民健康保険被保険者に占める外国人被保険者の割合は1.78%となっております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そのうちの国民健康保険の加入者の納税の状況はいかがでしょうか。納税額と滞納額が分かりましたら教えてください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 申し訳ありません。納税額については、ちょっと手元に資料がございませんので、お答えしかねます。申し訳ありません。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） そうしたら、その1,200人のうちの188人が国保であるということであれば、残り1,000人近くは社会保険の健康保険と考えてよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 渡辺議員の質問の途中ですが、渡辺議員に申し上げます。

今回の渡辺議員の一般質問は、当該事案についての進捗事実を理解認識すべく——、一般質問というふうに理解をいたします。

そこで、今回の渡辺議員の一般質問の在り方についてですが、渡辺議員が当該事業に関する質問をなさるに当たっては、基本的にその思いや意見を述べられることに制限をするものではありませんが、当該事案に関する事実に基づかない事実以外の他の事例を引用された仮定の質問案件において、当該事案にその事実がなくも同等のように取り扱い、執行部にその回答を求める質問の在り方については、当該事案の名誉を傷つけ、信用性や信頼性を損ね、また、プライバシーに関わるものなどもあると思われ、当事案について、その進捗に誤解を招くことにもなりかねません。したがって、執行部に質問の回答を求めるに当たりましては、冒頭に申し上げますように、渡辺議員が当該事案についてその意見や思いを述べられることを制限するものではありませんが、当該事案の進捗事実を十分に精査され、その精査の事実結果の範囲においての質問にとどめられるよう、慎重かつ十分な御配慮を求めます。この私の提案につきまして、渡辺議員、いかがでしょうか。4番渡辺議

員。

○4番（渡辺 毅君） 冒頭に述べましたように、こういう大きなプロジェクトが動き出すと、想定できることを、できる限りのことを想定して、未然に施策を講じるのが行政と議会の務めであると思っております。そのための作業であります。

○議長（小島清人君） それで、今、渡辺議員が本案件の質問が始まって質問をされましたことにつきましては、基本的に進捗状況についての事実確認ということで十分理解できます。しかし、これから今、保健福祉部長が答弁をしようとする内容については、あくまでも事実には関係ありませんので、あくまでも事実の範囲においての質問ということをお願いを申し上げたいと思います。同等に取り扱うというような形で誤解を招くことにもなりかねませんので、ただいまの御質問については、また別途保健福祉部のほうにお尋ねをされたらいかがかなというふうに思うところでございますので、その辺はひとつ御理解をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、一般質問の続行をいたしたいと思います。4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 高額医療についてお尋ねします。朝倉市に住んでおられる外国人の方が高額医療を使う場合の朝倉市の負担はどのようになりますか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 公的医療保険に加入することで、医療費が高額になった場合の医療費の自己負担額は抑えられます。例えば、小学1年生以上70歳未満の方であれば、医療費の自己負担は原則3割となります。しかし、入院や手術等で医療費が高額になった場合は、3割負担でも支払いは高額になる場合がございます。高額療養費制度は、自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度でございます。自己負担限度額は所得に応じて決められており、例えば、70歳未満で所得が210万円以下の方であれば、自己負担額は5万7,600円です。同月内にかかった総医療費が100万円の場合、負担割合3割の30万円が自己負担限度額の5万7,600円に抑えられることとなります。そのため、保険者の負担額は高額療養費分24万2,400円と医療費分7割分になりますが、70万円を合わせた94万2,400円となります。外国人であっても、この高額療養費制度の負担割合は同じでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） じゃあ、その94万2,400円、公費負担の分は、財源半分が国で、半分が市というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 国民健康保険は、平成30年度から福岡県と市が共同保険者となって運営されております。国保の財政運営は、県が主体となって行っております。市は、県が決定した納付金を納めることにより負担した給付費は交付金で全て賄われる仕組みでございます。市が県に納める納付金は、前年の給付費の伸びなどを勘案して決定さ

れるため、給付費が増加すれば納付金が増え、それを賄う国民健康保険税の税率を上げる必要が生じることになります。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今の先ほどの御説明にあった5万7,600円が個人負担で、公費負担が残りの94万2,400円というのは、仮定で月額100万円の医療費がかかった場合と理解しております。その場合の公費負担94万2,400円の内訳なんですけれども、公費負担、国が全額払うのでしょうか。保険者である市が払うとかいうことはないのでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 国民健康保険の加入者が医療機関を受診した場合、窓口で支払う自己負担額を除く医療費は、国民健康保険が支払っております。給付費になります。この給付費は、原則として、前期高齢者交付金を除いた残りの50%を国・県からの補助金で、残りの50%を加入者の保険税で賄う仕組みとなっております。平成30年度以降は福岡県が給付費を見込み、国・県の補助金を差し引いた国民健康保険事業費納付金を朝倉市に提示し、朝倉市ではこの納付金を県に支払うために必要な額を賄うため、保険者努力支援制度などの公費により保険税を緩和しております。そのため、納付金に対して30%が公費、約70%が保険税で賄われている状況になります。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） ということは、3割が公費、国で、7割が保険者、市という理解でよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 議員がおっしゃる御理解で大丈夫でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） つまり、令和7年度に高額医療が使われたら、令和7年度の市の支出が、その分増えることになります。これに医療給付費が充てられることになると理解しております。そして、次の年度に与える影響を考えます。ここ数年間で国民健康保険に加入している市民の数は、増加、減少、どちらでしょうか。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 朝倉市の国民健康保険の被保険者数は、ここ数年減少傾向でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 来年度も同じ割合で国保の加入者数が減少すると仮定した場合、想定よりも多い額の医療費が今年度かかったとすると、次の年度の国民健康保険税の額は1人当たり高くなるのでしょうか、低くなるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 市が県に納める納付金は、前年度の給付費の伸びなどを



勘案して決定されるため、給付費が増加すれば納付金が増え、それを賄う国民健康保険税の税率を上げる必要も生じるかと思えます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 加入者である方が減少しているのに、その医療費が増加すれば、1人当たりの国民健康保険税額が増加することは理解できます。

今回、私がこのテーマで一般質問を行うことになったきっかけは、福岡県内に住むある方からの相談でした。その方は、家族が高額医療を使って治療中であり、入院の費用が食費などを全て合わせて一月に100万円近くかかっており、保険を適用しない額は2,000万円ほどに上るということでした。この方は長らく日本の医療保険制度に加入し、納税義務も果たしてこられた方なので、高額医療制度を利用するのは当然のことであるし、大変助かっているようでした。

続きまして、3番の考えられる影響への手だてについて質問を進めてまいります。

日本の社会保険料を負担している納税者の感覚からすると、外国人が高額医療を利用するのは、公平性の観点で議論の余地があります。朝倉市内に住む外国人約1,200名が国民健康保険や社会保険の健康保険を利用し、適正に納税義務を果たしている状況では、この方々が日本の医療保険制度を下支えしていると見ることもできます。しかし、全国において外国人が高額医療を目的に入国しているケースが頻発しております。我が国の医療保険制度は、世界の中でも手厚く整備されているようです。例えば、アメリカの医療費は日本に比べて非常に高額で、虫垂炎の入院医療費を見てみると、日本では約31万円なのに対して、アメリカの私立病院では約599万5,000円から816万5,000円かかると言われております。また、中国は、日本のように患者の希望で全国どこでも受診できるフリーアクセスではありません。自分が保険料を払っている地域以外で受診する場合は、全額自己負担が原則であること、病院のレベルなどによって自己負担額が異なる点なども特徴として挙げられます。このように、諸外国と比べ日本の医療保険制度は魅力的であり、しかも高度な医療を提供していることから、医療ツーリズムの対象国となっているようであります。

ここで改めて考えますと、給付と負担の公平性から、日本に来て医療を受けたいと思われる外国人は、高額医療については全額自己負担とするのがよいと思います。ただ、技能実習生などとして入国している方が滞在中に体調を崩すことも考えられるため、期限を設けるとよいのではないのでしょうか。例えば、入国から半年以内は高額医療は10割負担にする、それ以降は通常の高額医療とするというような条例を定めてはいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉武尚美君） 国民健康保険制度は国の制度でございまして、現時点で朝倉市独自で制度化できるものではないと考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 長らく保険料を納めてきた方と、そうでなく入国して間もない方を区別する、給付と負担の公平性を加味したものであります。

滋賀県では琵琶湖の水が汚染され、原因となるリン入りの洗剤の使用を禁止する条例を昭和54年に定めました。滋賀県民はリン入りの洗剤を選ぶ権利はあっても、滋賀県としては琵琶湖の水をきれいにする民主的正当性を重んじ、この条例を定めました。

今後の朝倉市の状況からして、市の財政状況の安定化を図り、一般市民の負担を少しでも軽減するために、民主的正当性を重んじ、入国から半年以内は高額医療は10割負担にするというような条例を定めてほしいと思うのですが、先ほどの答弁ではなかなか厳しいと理解いたしました。

別の観点で考えます。冒頭にも述べましたように、様々な国籍の方々と共存・共栄できる朝倉市へと発展していくために、事前にできる限りのことを予測し、対処できる方策を整備することが行政と議会の務めであると考えております。

その上で、ある特定の国から来る方は、自国の縛りを受けている状況にあります。客観的事実を述べますと、中国では2010年に国防動員法が制定され、中国政府が有事と判断した場合、海外在住の中国人に兵たん支援や情報収集の任務を課すことができ、人的・物的資源の動員を義務づけることも可能となりました。また、中国では2017年に国家情報法が制定され、有事・平時問わずに海外在住の中国人に情報提供や謀報活動を課すことができるものとなっております。この法律が中国で制定されていることを御存じでしょうか。

○議長（小島清人君） 渡辺議員に繰り返し申し上げます。

今回の質問の事案については、外資系企業の建設計画に関する事実についての質疑というふうに理解をしております。認識しております。したがって、ただいまの一般質問については、渡辺議員の意見・思いとしては十分理解できますけれども、それについて執行部に回答を求めるということについては、これについてはいかがなものかというふうに思います。思いとしては理解をできます。以上です。よろしいでしょうか。繰り返しですけど、渡辺議員が発言される御意見・思いについては理解できます。しかし、これが、じゃあ、執行部に対してどうかということについては、今回の一般質問の案件の質問内容とは乖離しておるというふうに議長として判断しますので、この回答については差し控えさせていただきますと思います。

それから、繰り返し申し上げますが、今、申し上げましたとおりの私の議長としての考えで、これについては、同じことですが、今回の事案の一般質問の質問内容以外の質問というふうに理解をいたしますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今お尋ねしておりましたのは、1番の外資系企業によるマンション建設についての（3）の考えられる影響への手だてというのを理論的に考察しておったところであります。そういう趣旨でありますので、御理解いただけないでしょうか。



うようなことについては、考えておりません。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） じゃあ、次の質問に進みます。

戦後80年の取組について質問を進めてまいります。

まず、記念事業についてであります。今年には戦後80年の節目の年を迎えます。戦争は、双方の国に大きな苦しみ、傷跡を残します。朝倉市におきましても、悲惨な戦争を二度と繰り返さないとの誓いの下、様々な行事を予定していることと思います。どのような事業を行うのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 平和事業についてということでございます。

まず、毎年行っております平和事業の取組について御説明をさせていただきます。

市民で組織をします朝倉市平和事業実行委員会とともに、8月に朝倉市民平和祭を開催をしまして、頓田の森の悲劇などを題材とした平和劇を公演しております。また、3月にバスハイクによります大刀洗空襲をたどるフィールドワークというのを開催しております。どちらの事業も毎年、大変多くの方に参加をいただいております。参加後のアンケートでは、約9割の方から「平和についての意識が向上した」といった回答をいただいております。また、毎年9月には、朝倉市出身の戦没者、それと、一般戦災死没者を追悼し、平和の誓いを新たにするための朝倉市戦没者追悼式を開催しまして、遺族の方々に出席をしていただいております。

次に、お尋ねの戦後80年に当たって取り組む事業について御説明をいたします。

戦争を経験された方、知る方が少なくなっている中で、市としましては、頓田の森の悲劇をはじめとする戦争の痛ましい出来事を風化させることなく後世に伝えていくために、平和事業実行委員会とともに、戦後80年の記念誌というものを作成をすることとしております。また、平和への思いを次の世代へつないでいくための今年の朝倉市戦没者追悼式では、市内の中学生の参加を予定しているところでございます。あわせて、戦争の悲惨さや平和の尊さについて市民に再認識していただけるよう、平和に関する講演会というものの開催を予定しております。このほかに、一木児童公園に今も残ります飛行学校甘木生徒隊の正門跡について、説明看板を設置して、当時を語る貴重な戦跡として伝えていくこととしております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） そのような事業を通し、平和への思いを強くし、市民の記憶に深く定着する事業としていただきたいです。

次に、平和学習について質問を進めてまいります。

記憶への定着として重要なのが、小中学校における平和学習です。市内の小中学校ではどのような内容で取り組んでいるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 小中学校で行っております平和学習について回答させていただきます。

小学校では、6年生の社会科の学習などの中で、中学校では、社会科の歴史的分野及び公民的分野の学習などの中で平和学習を行っております。また、国語科の教材文におきましては、小学校3年生から中学校におきまして、戦争文学が盛り込まれております。その中で、戦争の悲惨さや平和の尊さなどについて考える授業が行われております。さらに、8月の出校日には必ず平和学習の時間を設定し、小学校、中学校共に各学年の発達段階に応じた内容で学習を行っております。また、小学校6年生の修学旅行では、長崎市内の見学の折に、被爆者の体験談を聞く場を持っている学校も多くございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 頓田の森での出来事など、命の大切さ、戦争の悲惨さを教えることは大事なことだと思います。

一つ提案があります。朝倉市内の多くのコミュニティごとに忠霊塔があります。これは、第二次大戦の戦地に赴き亡くなった方だけでなく、国内の西南戦争や、いわゆる秋月党の乱で亡くなられた方も祭られております。百聞は一見にしかずとも言われます。多くのコミュニティごとにある忠霊塔を、遠足の目的地や総合学習での題材として現地に行ってみれば、よき題材になると思います。三奈木にも清岩寺の上に国難に殉じた方々の墓所があります。清岩寺と言えば、昨年、秋月藩成立400年の事業で、三奈木黒田家のフィールドワークで回ったところです。そのお寺の裏の山手に国難に殉じた方々の墓所があるわけですが、私も昨年、寺の住職から話を聞き、理解が深まりました。

お尋ねしますが、戦地に赴いて亡くなった方々がいたことを忘れないためにも、各地域にある忠霊塔を遠足の目的地や総合学習の題材にしたらいと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 戦争や平和について考える機会といたしまして、本年度におきましては、立石小学校で語り部の方などから話を聞ける場を設けたり、大刀洗飛行場跡を含む遺跡等のフィールドワークを実施する予定でございます。

議員が遠足によってということも言われましたけれども、遠足には3つの目的がございまして、1つ目が、郊外の豊かな自然や文化に触れ、見聞を広げること、2つ目が、教師と児童、児童相互の人間関係を深めること、3つ目が、基本的な生活習慣や公衆道徳について学ぶこと、この3つでございます。このため、戦争や平和について考える機会と遠足の目的とは必ずしも一致しない部分があるかと思いますが、議員言われますように、可能な限り総合的学習の時間等においてフィールドワークを取り入れるなどの工夫ができ

ないか、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 学習指導要領に沿った内容で教育を進める必要があることなどは理解しております。地域にあるものを深く知る意味でも、総合学習の題材として活用したらよいのではないかと思います。

私の体験を述べます。私は、小学生時代は大分県の津久見市と大分市にいましたが、平和学習を通して第二次世界大戦当時の話を聞き、戦争から帰った祖父から直接戦時中の話を聞きました。当時、祖父は多くを語りませんでしたが、自分の身近な人が戦争に行ったことを知り、第二次大戦が教科書の中の話だけではなく、身近なものとして感じられるようになりました。そういった意味でも、忠霊塔を総合学習の題材として活用したらよいのではないかと思います。ぜひ前向きに御検討ください。

それでは、ちょっと時間がなくなりましたので、3番の質問は次に回して、以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後3時25分から再開します。

午後3時13分休憩